

## 意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 461-8503

(ふりがな) なごやし ひがしく ひがしさくら

住 所 名古屋市東区東桜 1-14-27

(ふりがな) とうかいらじおほうそうかぶしきがいしゃ

氏 名 東海ラジオ放送株式会社

しむらふじお

代表取締役社長 志村富士夫

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し  
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1.放送地域について	地域性を考慮し、原則として県域とするのが適当。ただし、東京、名古屋、大阪の三大広域圏は、それぞれ一つの地域と捉えられることや、周波数の有効利用の観点からそれぞれのブロックを対象とした放送とするのが適当と考える。
2.放送対象地域の受託放送業者を一とすることについて	一つの放送対象地域に複数の受託放送事業者が事業展開するには、それぞれの受託放送事業者が放送設備を整備する必要があり、厳しい事業採算性のため V-Low マルチメディア放送の実現そのものが危ぶまれるおそれがある。ついては、放送対象地域内において一つの受託放送事業者に免許を付与することについて賛成する。
3.受託国内放送の全国展開について	大都市部に比べて採算性が低いと見込まれる地方部での受託国内放送の展開は、義務付けなしには進まないことが考えられるため、全国で 1 者とすべきである。 また、災害情報など公的使命を担う見地から全国規模のインフラ整備には公的資金の導入が必要と考える。
4.委託放送事業者による音声や音楽の放送について	リスナーに寄り添うメディアとして地域情報の発信や災害情報のノウハウを持ち、リスナーに支えられてきた AM ラジオのプログラムは国の財産であり、既存のラジオリスナーを大事にするためにもサイマル放送を認めるべきである。その際、ラジオ研究会報告にある音声優先セグメントの設置が必要と考える。音声優先セグメントには、地域性を重視した自社制作番組の多い委託放送事業者を優先参入させるべきである。 多くのリスナーを確保している AM サイマル放送の実施や、既存ワンセグ端末チップとの共通化を図り、安価な受信機を開発することにより V-Low 端末の普及が加速されるものと考ええる。
5.ソフト参入の多様性について	地域メディアの担い手の地元資本や新しいアプリケーション提供の事業者が数多く参画することが、V-Low マルチメディア放送の魅力が高めることになる。そこで帯域幅を細分し、より多くの放送事業者に割り当てられるように、すべきである。また、既存ワンセグ端末との共通化を図り、安価な受信機が開発されることを期待する。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	音声優先セグメントでのアナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えた場合、E P G サービス、ベースバンド接続サービスなど、全ての委託事業者に共通する最低限のプラットフォームが必要だと考える。
7. 委託放送事業者による災害情報について	民放ラジオ事業者として、非常時の地域向けの災害情報発信のノウハウを検討し続けている。現在その一環として、東海地域安心・安全公共コモンズ推進連絡会に参加し、自治体・ライフライン等との協議を重ねている。さらに電話会議システムを利用した「ラジオ・ライフライン・ネットワーク」を、当社、CBC、FM 愛知、ZIP-FM 間で構築、テスト運用中である。今後、ラジオ研究会報告書で提言されている A S P が、有効活用できることを期待する。
8.新聞電子等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	特になし

9.NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について	V-Low マルチメディア放送全体の魅力が高まることから、受託国内放送と委託放送業務に参入すべきと考える。
10、受託放送事業者の選定手続きについて	V-Low マルチメディア放送には、災害情報・地域情報など公的使命があり、周波数オークション制度は不適當である。現行制度下で早期に選定すべきと考える。
11.その他	難聴取問題や送信設備更新問題を抱えるAMラジオ事業のV-Low マルチメディア放送への将来的な移行が可能になるような制度化を希望する。 V-Low マルチメディア放送が担う公的使命を考慮し、電波利用料は既存ラジオ並みの特性計数が適用されるべきである。 また、安価な受信端末の早期普及を国策として図るべきと考える。

## 意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 960-8655

ふくしまけんふくしまししもあらこ ばんち  
住所 福島県福島市下荒子8番地

かぶしきがいしゃ ふくしま  
氏名 株式会社ラジオ福島

代表取締役社長 本多 純一郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所 意見	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域を原則として県域とすることを評価します。きめの細かい防災情報、生活情報を放送するエリアとして、現在の県域がベストと考えます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	限りある電波を有効に利用するためには効率的な連結送信が必要です。また、同一地域に複数の受託事業者が参入することは、設備コスト増にもなります。したがって放送対象地域の受託事業者は1とすることに賛成します。
3. 受託国内放送の全国展開について	受託事業者を全国で1者とすることを希望します。地域ごとの受託事業とした場合、地域の収益力の違いから整備の進展に地域差が生じるおそれがあります。ただし、1社独占による弊害も危惧されるため、受託事業者の公平性、公共性をもとめます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	「音声優先セグメント」の設置を希望します。厳しい経営環境の中、ラジオは公共的役割を果たしてきました。V-Lowにおいては、今まで以上にその役割が求められています。災害情報、地域情報を提供するセグメントとして音声優先セグメントが必要と考えます。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「音声優先セグメント」で現行放送のサイマル放送中心の参入を希望します。</li> <li>・音声放送チャンネルに必要な帯域ごとの認定を望みます。</li> </ul>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	E P Gサービスなどを行うための、必要最低限のプラットフォームは必要と思いますが、受託事業者がプラットフォームで、多彩なサービスを展開することは問題があると考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域向けの災害情報の提供はこれまでどおり実施しますが、市町村レベルの詳細情報発信を1社独自で行うことに</li> </ul>

	<p>は限界があります、ラジオ研究会報告書で提言されている A S P との連携は有効な手段と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急地震速報/EWS の提供は受信チャンネルに関係なく提供すべきと思います。</li> </ul>
8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、様々な形態の受信機の普及から、NHKの参入は不可欠と考えます。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について	<p>基幹放送である V-Low マルチメディア放送の性格は、“地域情報” “災害情報” など、強い公的使命があります。採算性のみが優先されるオークション制度は不相当であり強く反対します。</p>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログ AMラジオは難聴取問題や送信設備更新問題を抱えています。将来 V-Low マルチメディア放送に移行する可能性を考慮した制度の導入を希望します。</li> <li>・基幹放送である V-Low マルチメディア放送の性格は、“地域情報” “災害情報” など、強い公的使命があります。電波利用料において既存ラジオ並みの特性係数の適用を望みます。</li> </ul>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課あて

郵便番号 900-8604  
オキナワケンナハシニシ  
住所 沖縄県那覇市西1-4-8  
氏名 (株)ラジオ沖縄  
森田明

「V-LOW マルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 意見書

該当箇所	意見
<p>1 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>V・LOW の性格は、地域密着・地域の活性化と考えられる。きめ細かい地域の情報伝達が重要であり「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究報告書」で提言された、県域（三大広域圏のみブロック）と定めることに賛成する。</p>
<p>2 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>受託事業者の安定した経営を考えれば、放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を交付することに賛成する。</p>
<p>3 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>地域ごとの受託事業者とした場合は、その収益力の違いから整備の進展に差が生じると懸念される。受託放送事業者は全国1とするのが望ましいと考える。</p>
<p>4 委託事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>現行のラジオの移行先として考えれば「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究報告書」の提言にあるように【音声優先セグメント】を設定すべき。弊社では、開局50年に亘って、報道、台風情報・防災情報、郷土芸能などを伝え、地域に根差した放送局として活動してきた。今後も引き続き地域情報の担い手として公共的な役割を果たしたいと考えており、これまでのノウハウを活用する場として優先セグメントがあり、公共使命のモデルとなる。これまで培われてきたリスナーとの信頼関係の深いラジオの果たす役割は大きいと考える。よって既存の放送を供給するサイマル放送は、V・LOW マルチメディアへのスムーズな移行が考えられる。現行ラジオの進化型、移行先とすればリスナーに受け入れやすくなり、V・LOW マルチメディアの普及のスピードが増すものと考えられる。</p>
<p>5 ソフト参入の多様性について</p>	<p>認定の単位は1セグ単位が望ましい。</p>
<p>6 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織として必要最小限のプラットフォームは必要と考えるが、その組織の規模やあり方は検討する必要がある。</p>



<p><b>7</b> 委託放送事業者による災害情報の提供</p>	<p>台風情報などをはじめ災害情報については、これまで地域の報道機関としてできる限り伝えてきた。今後もその姿勢は変わることはなく、積極的に取り組んでいきたい。これは V-LOW でのサイマル放送によって十分に活かされるものとする。過去の事例があるようにリスナーからの情報が災害情報として大きな役割を持ったり、機動性など、これまで蓄積したラジオの強みが生きてくる。</p> <p>加えて、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究報告書」で提言されているような「公的情報連携 ASP」の利用があれば、より細かい情報提供ができるものとする。</p>
<p><b>8</b> 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>新聞や雑誌などのファイルの放送の場合は、放送法の規律の適用を基本とするが望ましい。</p> <p>また、新聞社に代表される地域メディアの参画については、新聞でいえば発行部数など地域への影響度・貢献などを判断基準にしてはどうか。</p>
<p><b>9</b> NHK の受託国内放送及び委託放送業務の参入について</p>	<p>NHK は地上放送や BS の普及・発展を先導してきた実績があり、新しいメディアの実現・普及・発展には不可欠と思われる。</p>
<p><b>10</b> 受託放送事業者の選定手続きについて</p>	<p>V-LOW マルチメディア放送は、地域情報・災害情報などの公的役割が大きいものであり、その選定にあたって落札金額の大小によるものではないとする。</p>
<p><b>11</b> その他</p>	<p>●アナログラジオの今後について</p> <p>アナログラジオを将来が見えない中では、あらたな V-LOW マルチメディアへの取り組みも、積極的には取り込みづらい。早急に行政でその放送政策や放送制度について検討していただきたい。</p> <p>●受信機の普及について</p> <p>現在地上デジタルテレビの普及について、大きな取り組みが展開されているところであるが、沖縄県はその普及率が最下位である。のんびりした県民性に負うところもあるが、県民所得が最下位という側面も大きい。防災情報の提供など公共性を鑑みれば、受信端末の普及において国や自治体などの支援が不可欠となると考える。</p>

●音声優先セグメントの設定

60年にわたる放送を通じて培ってきたリスナーとの信頼関係を大切に維持するため、ラジオ研究会で提案のあった音声優先セグメントを設定を希望する。

該当箇所	意見
1.放送対象地域	<p>V-Lowの性格は、“地域情報”“災害情報”であり、「地域密着」「地域の活性化」「きめ細かい地域の防災情報」を行うべきものであり、これらの事項は、アナログラジオを50有余年にわたって行ってきた弊社が最も得意とするところとすところ。ところが、近畿広域におけるV-Lowの和歌山放送の放送エリアは、サービススタート時には、和歌山県内では、県北の一部の地域しか聴取できず、県民の同意を得るのは大変難しい。このため、聴取エリアが狭い初期の段階でも、「和歌山県全域」放送が必須で「和歌山県全域」をカバーできるようにして欲しい。</p> <p>また、「音声優先セグメント」内での「現アナログラジオ」のサイマル放送との整合性をはかっていく必要があります。</p>
2.放送対象地域の受託事業者を一とすること	<p>(基本的に)“評価”“支持”する。</p> <p>基幹放送とされるV-Lowマルチメディア放送の事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から一番妥当な選択だ。なるべく費用負担が少ない方法を支持する。</p>
3. 受託国内放送の全国展開	<p>受託事業者を全国1者とする考え方が妥当（全国1者とすべき）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの受託事業者とした場合、その収益力の違いから整備の進展度合いに地域差が生じることは避けるべき。</li> <li>・V-Lowの性格は、“地域情報”“災害情報”など、公的使命。</li> </ul>
4.委託事業者による音声や音楽の放送	<p>①(ラジオ研究会報告にある)「音声優先セグメント」設置が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Low帯域を現行ラジオの移行先として制度化する必要</li> <li>・「音声優先セグメント」は、参入を希望するラジオ社全てが放送できる帯域を確保すべきと考える。なぜならば、ラジオは災害情報や地域情報の提供など地域情報の担い手であり、公共的な役割を果たしているから。</li> </ul> <p>また、「音声優先セグメント」では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログラジオのサイマル放送(引き続き防災情報などの公共的な役割を果たす)。この「優先セグメント」こそが、“地域情報”“災害情報”等、V-Lowの公的使命の旗手となる。</li> <li>・既存ラジオ社の持つノウハウを生かした、デジタル時代の新たな音声放送も提供する。</li> </ul> <p>②アナログラジオのサイマル放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログラジオ事業の課題である(都市)難聴や設備更新問題の解決への有効な手段。</li> <li>・サイマル放送に代表される既存ラジオの事業者こそが、“地域情報”“災害情報”など、V-Lowの公的使命の旗手となる。</li> </ul>
5.ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性(認定のセグメント単位について)	<p>①「音声優先セグメント」=既存ラジオ事業者の(サイマル放送を中心、さらには自らのラジオ事業の移行を念頭に入れた)参入である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「音声優先セグメント」で一つの音声放送チャンネル(サイマル放送)に必要な帯域ごとの認定が相応しい。</li> </ul> <p>②「音声優先セグメント」=V-Lowの性格から、“地域情報”“災害情報”など、公的使命と合致することから、ブロックでは11～13、県域では6～7という限られたセグメントの中、その帯域は最大限に優先して確保されるべき</p> <p>③委託放送事業者の放送サービス内容を、V-Low帯の使命である“地域情報”“災害情報”など、公的使命から吟味した上</p>
6.委託放送業務展開の為の共通事業基盤(プラットフォーム機能の考え方とプラットフォームを受託(ハード)事業者が提供することの是非やその機能	<p>「音声優先セグメント」でのアナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EPGサービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織としての必要最低限のプラットフォームは場合によっては必要。</li> <li>・ただし、V-Low帯での有料放送等の多彩なサービスを考慮すれば、受託事業者が提供するプラットフォーム機能は、すべての委託事業者に共通する最低限となる機能に限定すべき(すべてを独占的に提供することは反対)。</li> </ul>

<p>7.委託放送事業者による災害情報の提供。  必要な災害情報が多くの国民に届くための方策と、実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性など</p>	<p>①民放ラジオ事業者として、(V-Low帯音声優先セグメントでのサイマル放送では)地域向けの災害情報の提供はこれまで通り実施。  ②市町村レベルの詳細情報発信を1社独自で行うことには限界がある。  ・地域に密着してきた既存ラジオ事業者が蓄積してきた、災害時等の発生時に緊急放送体制を含む災害情報のノウハウが、V-Lowでのサイマル放送にも十二分に活かされる。  ・緊急地震速報/EWS等の提供は、端末の基本機能で可能。  ・「安心報道」という基本姿勢。  ・「人の声で伝える情報」は、単にデータのみで送られる情報よりも有効性がある。  ③音声優先セグメントから発せられる災害情報を一人でも多数の国民に届く為にも1セグメント方式の簡単廉価な安心安全受信機を自治体等と協力して開発し配布することが、最も有効な方策ではないか。  ④市町村レベルの詳細情報発信を1社独自で行うことには限界がある。  ・例えば、地元のNHKとの協力体制の構築とか。</p>
<p>8.新聞の電子版等の配信に対する放送規律と口配信機会の</p>	
<p>9.NHKの受託放送/委託放送への参入</p>	<p>◎地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきたのはNHKであり、NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入は大いに歓迎する。  ・新しいメディアであるV-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとって極めて重要。  ・全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、様々な形態の受信機の普及から、NHKとの二元体制は不可欠。</p>
<p>10.受託事業者の選定手続き(周波数オークション)</p>	<p>①受託事業者のみならず、V-Low全体の事業性に大きく影響するものであるため、強く反対する。  ②基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送の性格は、“地域情報”“災害情報”など、強い公的使命を帯びている。  ③それに対して、採算性という経済原理のみが優先されるオークション制度は既存の放送事業者が参入の機会を奪われかねず、不相当と思慮され、強く反対する。</p>
<p>11.その他</p>	<p>①V-Lowの開始にあたっては、「地域情報」「災害情報」が基本となるが、これを支え・支持する県民や地元の声を無視してはあり得ない。この為、V-Low放送はスタート時から地域メディアとして、県民・地元の人たちの支持が必須で、地方の声を反映させることが重要である。  ②V-Lowマルチメディア放送＝“地域情報”“災害情報”など強い公的使命を持っている。  それゆえ、電波利用料において既存ラジオ並みの特性係数が適用されるべきと考える。  ・伝送方式として「1セグメント方式」と「3セグメント方式」についてだが、仮に3セグメントを1委託放送事業者に与えてしまうと、県域では2委託事業者程度の参入しかできない…という状況となる。必ずしも3セグメントも必要ない、サービスの内容によっては0.5や1セグメントの方が地域メディアとして相応しいサービスを提供できると考えている地元資本やベンチャー系の事業者などが参入しなくなる可能性がある。  ・地域の小さな声を大事にしてほしい。</p>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 310-8505

(ふりがな) いばらきけんみとしせんばちょう

住 所 茨城県水戸市千波町 2084-2

(ふりがな) いばらきほうそう

氏 名 茨城放送

どい きみひと

代表取締役社長 土肥 公仁

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出  
します。

該当箇所	意見
<p><b>1. 放送対象地域</b> 放送対象地域を原則として県域(東名阪の三大広域圏のみブロック)とすること</p>	<p>V-Low は地域情報・災害情報を伝えられるメディアであるべきで「地域密着」「地域の活性化」「きめの細かい地域の防災情報」が扱える地域割が必要で、原則として県域とされたことは評価します。しかし三大広域圏はブロックということになるとブロック内の地域情報・災害情報を細かくフォローできるかは疑問。ブロック内の県域も県毎に別の周波数を手当てするなどして「地域密着」「地域の活性化」「きめの細かい地域の防災情報」に備える必要があるのではないか。</p>
<p><b>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること</b> 放送対象地域内において(複数でなく)一つの受託事業者に免許を付与すること</p>	<p>V-Low マルチメディア放送の事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点と、複数の受託放送事業者を認めると利用可能帯域を狭め事業機会の縮小を招き採算性が低くなることから、受託放送事業者を一とすることを支持します。</p> <p>但し、V-Low の性格は「地域情報」「災害情報」など公的使命があり、長期安定したハード事業の提供が果たされることと、聴取者に普く基幹放送サービスを送り届けるといふ公共的使命は担保されるべきである。</p>
<p><b>3. 受託国内放送の全国展開</b> ハード整備の主体としての受託放送事業者を全国一者とすべきか、ブロック/県域ごとに一者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか</p>	<p>受託事業者は全国1者とするのが適当と考えます。</p> <p>それは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東名阪以外にも確実なインフラ整備をする必要があること。</li> <li>・地域ごとの受託事業者とした場合、例えば送信料の考え方や付加サービスの能力など、地域によって委託事業者の参入条件が異なったり、収益力の違いから整備の進展度合いに地域差が生じるのは避けるべきであること。</li> </ul> <p>などからです。</p> <p>また、災害情報などの公的使命を担う点から、全国規模のインフラ整備にあたって国の支援を含む公的資金の導入も必要であると考えます。</p>

<p><b>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送</b> (サイマル放送と新規音声放送／端末普及等)</p>	<p>「音声優先セグメント」を作る必要がある。</p> <p>『ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書』の2-2-1-3でも言及されている。</p> <p>V-Low 帯域を現行ラジオの移行先として制度化する必要がある。ラジオは災害情報や地域情報の提供など地域の情報担い手として公共的な役割を果たしており、引き続き防災情報などの公共的な役割を果たすアナログラジオのサイマル放送をV-Low の公的使命の担手として音声優先セグメントとして温存すべき。</p> <p>アナログラジオのサイマル放送は現在アナログラジオ事業が抱えている課題としての、難聴や設備更新問題の解決への有効な手段である。サイマル放送に代表される既存ラジオの事業者こそが、地域情報・災害情報などV-Low の公的使命の旗手となる。</p> <p>端末普及と音声音楽放送は、音声音楽放送、特にサイマル放送を実施することにより、V-Low 端末が現行ラジオのハイブリッド型と位置づけられ、買い替え需要を喚起し大きな普及の要因になる。さらに、現行ラジオの移行先として認識され普及のスピードが加速する。</p>
<p><b>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性</b> (認定のセグメント単位について)</p>	<p>音声優先セグメント、つまり既存ラジオ事業者のサイマル放送を中心とした、さらには自らのラジオ事業の移行を念頭に入れた参入である。よって音声優先セグメントで1つの音声チャンネル(サイマル放送)に必要な帯域ごとの認定が相応しい。</p> <p>音声優先セグメントはV-Low の性格である「地域情報」「災害情報」など、公的使命と合致することから、ブロックでは11～13、県域では6～7という限られたセグメントの中、その帯域は最大限に優先して確保されるべきである。</p>
<p><b>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤</b> (プラットフォーム機能の考え方とプラットフォームを受託(ハード)事業者が提供することの是非やその機能の内容)</p>	<p>音声優先セグメントでのアナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えれば、EPG サービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織としての必要最低限のプラットフォームは、場合によっては必要となる。その組織の規模や在り方等は今後検討しなければならない。ただし、V-Low 帯での有料放送などの多彩なサービスを考慮すれば、受託事業者が提供するプラットフォーム機能は、すべての受託事業者に通ずる必要最低限の機能に限定すべきで、全てを独占的に提供することには反対する。</p>

<p><b>7. 委託放送事業者による災害情報の提供</b></p> <p>必要な災害情報が多くの国民に届くための方策と、実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性など</p>	<p>V-Low 帯音声優先セグメントでのサイマル放送では、これまで通り、民放ラジオ事業者としておこなっていた地域向けの災害情報の提供は実施する。災害発生時等に地域に密着し蓄積してきた緊急報道体制などを含むノウハウが V-Low でのサイマル放送にも十二分に活かされる。人の声で伝える情報の有効性はデータによる情報よりも優れている。</p> <p>音声優先セグメントから発せられる災害情報を一人でも多くの国民に届かせるためにも1セグメント方式の簡単安価な受信機を開発し配布することが有効。</p> <p>市町村レベルの詳細情報発信を1社独自で行うことには限界がある。ましてや広域圏ブロックとなればなおさら。そのためにもブロック内の県域も認めるべき。その上で、地元の NHK との協力体制を構築したり、ASP との連携も有効な手段となる。</p>
<p><b>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</b></p>	<p>特になし</p>
<p><b>9. NHKの受託放送／委託放送業務への参入</b></p>	<p>地上放送やBS放送の普及・発展に寄与してきたNHKの受託国内放送及び委託放送業務の参入は、新しいメディアであるV-Low マルチメディア放送の実現・普及・発展のいずれにとっても極めて重要であり、全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、様々な形態の受信機の普及にも、NHK との2元体制は不可欠。</p>
<p><b>10. 受託事業者の選定手続き(周波数オークション)</b></p> <p>受託事業者の選定手続として周波数オークションによることの適否</p>	<p>基幹放送となる V-Low マルチメディア放送の性格は「地域情報」「災害情報」など、強い公共的使命を担うが故に、採算性のみが優先されるであろうオークション制度は不相当であり、受託事業者のみならず、V-Low 全体の事業性に大きな影響を与えるオークションには強く反対する。</p>
<p><b>11. その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民放連が本年1月20日付で総務大臣に提出した「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」に沿って今後の制度整備を行い、既存民放事業者は携帯端末向けマルチメディア放送に参入可能とするように希望します。</li> <li>・難聴取問題や送信設備更新問題を抱えるアナログ(AM)ラジオ事業の V-Low マルチメディア放送に移行する可能性を考慮した制度となるよう希望します。</li> </ul>



## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒650-8580  
神戸市中央区東川崎町1丁目5-7  
株式会社ラジオ関西

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送 音声放送が果たす公共性と提供主体について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民のメディア選択の多様性、災害時の報道ツールの多角化、地域との関わりによる安心・安全の確保、デジタルテレビやインターネットネットの弱点補強等々にも簡易で輻湊の心配のない音声メディアが重要となります。</li> <li>ラジオパーソナリティという、リスナーに身近で親和性があるソフトを抱え、個々での社会との関わりを可能にするメディア特性や地域情報・災害情報等々、既存のアナログラジオ社がもつさまざまな特徴、ノウハウをV-Lowマルチメディア放送(デジタルラジオ)で発展させることで従来の信頼感に加えて新たな可能性が広がると自負しています。</li> <li>また当面は既にあるアナログラジオのサイマル放送ということで、端末の普及にも効果があります。近い将来にはデジタルラジオがメインでアナログラジオがサイマル放送になると考えています。</li> </ul>
<p>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性 委託放送事業者への帯域の割当ての単位をある程度まとめた数のセグメントとしながらも、地域メディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が参画できるようにする工夫について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowのコンテンツ、ソフトの多様性確保のため、寡占でのセグメント独占より、数社による多くのセグメントの割り振りが必要です。</li> <li>またさらに圧縮技術の向上によるセグメント分割でのチャンネル参入も認めるべきだと考えます。</li> <li>V-Lowや特に設置を希望する音声優先セグメントについては、ただ単に資金力のある大資本が資本の論理やビジネススキームによって委託放送事業者として参入できる周波数オークションの様なルールでは、公的使命を果たすために長年地域メディアとして、国民に地域情報や災害情報を地道に社会インフラとして提供してきたアナログラジオの特性が生かされません。</li> <li>安心で安全で格差のない情報を提供するという観点からもアナログラジオの進出は合理的であ</li> </ul>

	<p>り、V-Hightと違いV-Lowは地元の中小資本や地方自治体との結びつきにより地方、地域に根ざした帯域とすべきだと考えます。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入 NHKが委託放送業務(ソフト)と受託国内放送(ハード)に参入することの適否</p>	<p>・各委託放送事業者の送信設備などでの資金的な参入障壁を無くすためにもNHKの参加は不可欠であり、またNHKの参加はV-Lowマルチメディア放送の全国レベルでの展開を可能にし、端末普及の可能性アップにも役立ちます。</p>
<p>11. その他 1. ~10. 以外に制度枠組みに関し留意すべき事項</p>	<p>・デジタルラジオの電波利用料の負担については新たな放送サービスの普及のために、当面大幅な軽減が必要と考えます。また、現行のアナログラジオと同様の軽減措置の継続も必要と考えます。(現在の電波利用料の4分の1以下に軽減していただくことを希望します。)</p> <p>・マスメディア集中排除原則につきましては、V-Lowマルチメディア放送の開始に伴い、地方メディアの経営の選択の自由度を確保し財務体質の健全化を図るためこの機会に是非緩和の制度整備をお願いいたします。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 060-8705

(ふりがな) さつぼろしちゅうおうく きた じょうにし ちようめ ぼんち

住 所 札幌市中央区北1条西8丁目1番地1

(ふりがな) かぶしきがいしゃ えすていーびーらじお

氏 名 株式会社STVラジオ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 武田 庸行

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり、意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として県域（東名阪の三大広域圏はブロックのみ）と定めることについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowの基本は地域性、地域情報の提供が重要であることから、原則県域（東名阪の三大広域圏はブロック）の考え方について、支持いたします。</li> </ul>
2. 放送対象地域の受託事業者を一とすることについて 放送対象地域内において『一の受託事業者に免許を付与する』ことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowマルチメディア放送の安定したハード事業の運営や効率的な連結送信というデジタル技術などの観点から、受託事業者を一とする考え方について支持いたします。複数の受託事業者を認めることにより、利用可能帯域を狭めることは、周波数有効利用の観点からも、望ましいことではないと考えます。</li> </ul>
3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備の主体としての受託事業者を全国一者とすべきか、それともブロック／県域ごと一者の参入を募り、全国的には複数の受託事業者が併存する事があり得るようにすべきか等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowの性格は、地域情報、災害情報などの公的使命から、東名阪以外の地域にも確実なインフラ整備が必要です。このため地域ごとの受託事業者によって、整備に地域差が生じることは避けるべきで、受託事業者は全国一社とする考え方が妥当と思われる。</li> <li>・V-Lowの公的使命から、全国規模のインフラ整備にあたっては国の支援を含む公的資金の導入が必要と考えます。</li> </ul>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送（サイマル放送と新規音声放送／端末普及等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでラジオが果たしてきた地域密着メディアとしての役割、音だけの優位性（アイズフリーなど）を生かした生活者応援メディアとしての役割、さらに災害情報等の公共的な役割を考えると、V-Low帯での音声優先セグメントの設置は、大変有効と考えます。</li> <li>・音声優先セグメントでのアナログラジオのサイマル放送はアナログラジオ事業の課題である難聴取や送信設備更新問題の解決への有効な手段であると考えます。</li> <li>・アナログラジオのサイマル放送はV-Low端末への買い替え需要等、端末普及に大きく貢献するものと考えます。</li> </ul>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性（認定のセグメント単位について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowの地域性を考え、既存ラジオ事業者をはじめ地元資本による事業者が多く参入できるよう、「音声優先セグメント」では一つの音声放送チャンネルに必要な帯域ごとの認定が妥当と考えます。</li> <li>・「音声優先セグメント」は地域情報、災害情報等、V-Lowの公的使命に合致することから、限られた</li> </ul>

	セグメントの中で、最大限に優先して確保されることが望ましいと考えます。
6. 委託放送業務展開のための 共通事業基盤について (プラットフォーム機能の考 え方とプラットフォームを受 託放送事業者が提供すること の是非とその提供機能につい て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「音声優先セグメント」では、EPGサービスやベースバンド接続サービスなどを効率的に一括して運用する必要最低限のプラットホームは必要と思われます。但し受託事業者が提供するプラットホーム機能は、帯域使用料にも影響を及ぼすものであり、すべての委託放送事業者に共通する最低限の機能に限定することが望ましいと考えます。</li> </ul>
7. 委託放送事業者による災害 情報の提供について 必要な災害情報が多くの国民 に届くための方策と、それを実 現する事業展開の計画、安心安 全な社会システムの一部とな り得る端末の開発普及の可能 性など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ラジオ事業者が地域密着で、これまで積み重ねてきた災害時の緊急放送体制を含む災害情報のノウハウが、V-Lowでのサイマル放送でも十二分に生かされると確信しています。</li> <li>・「音声優先セグメント」から発せられる災害情報を一人でも多くの国民に届けるためにも1セグメント方式の簡単廉価な安心安全端末を自治体と協力して開発し配布することは有効であると考えます。又タブレット端末や車載端末等への受信機相乗りの考え方は受信機普及に最も有効な方策と考えます。</li> </ul>
8. 新聞電子版等の配信に対す る放送規律と配信機会の公平 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>
9. NHKの受託国内放送及び 委託放送業務への参入につい て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで放送の普及・発展を先導してきたNHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入は、新しいメディアであるV-Lowマルチメディア放送の実現・普及・発展にとって極めて重要と考えます。</li> </ul>
10. 受託事業者の選定手続き (周波数オークションの適否)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-Lowマルチメディア放送の性格は、地域情報、災害情報など公的使命であることから、周波数オークションは適当でないと考えています。</li> </ul>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AMラジオの受信環境悪化が進み、聴取者からの受信苦情が増加している中、こうした状況を打開し、聴取者の期待に応えるためにも、V-Lowの「音声優先セグメント」は、アナログラジオを継承する伝送路として、早期実現を図るべきと考えます。</li> <li>・V-Lowの地域性、公的使命から、電波利用料については、既存ラジオと同様の軽減措置が適用されるべきと考えます。</li> </ul>

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 552-8501  
(ふりがな) おおさかふおおさかしみなとくべんてん  
住 所 大阪府大阪市港区弁天 1-2-4  
(ふりがな) おおさかほうそうかぶしきがいしゃ  
氏 名 大阪放送株式会社  
すずき まさじ  
代表取締役社長 鈴木 理司

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見要約

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることについて、妥当なものと考えます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	一の受託放送事業者に免許を付与することが望ましいと考えますが、一社独占の弊害が生じないように、運営の透明性を確保することが必要と考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	受託事業者を全国一者とすることが適当であると考えます。しかし、都市部の負担が過大なものとならないよう、収益力の弱い地域での普及には時間的な猶予を与えるほか、行政が財政支援を行うなどの施策が行われることを希望します。
4. 委託事業者による音声や音楽の放送について	V-Lowマルチメディア放送が、地域に受け入れられその公的使命を果たすためには、既存アナログラジオ放送がサイマル放送を行うことは、非常に有効な手段であると考えます。また、簡便で安価な受信機で視聴できる音声中心の番組を充実させることが普及促進に有効であると考えます。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	V-Lowマルチメディア放送の普及発展には音声放送の充実が有効であると考えます。そのためには、「音声優先セグメント」の導入や、「アナログサイマル」を認めること、委託放送事業者の認定において、音声放送に必要な最小限の帯域ごとに認定することが参入の多様性を実現するものと考えます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	委託放送事業者の認定単位が1セグメントに満たない制度の場合は、ベースバンドを1セグメントにまとめるための必要最小限の機能を受託放送事業者が提供することは、参入の容易さのために有効な面もあると思われます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	データとして送られる災害情報は、セグメント単位や全セグメント単位で運用することが効率的であると考えます。また、提供する情報については、地域の全放送事業者や自治体が協力して効率的に情報収集、配信することが有効と考えます。
8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	使用する帯域を一定の範囲内とすることを前提に、放送波の一部を通信利用できるよう制度整備を行い、放送規律にしばられないデータ配信が可能になることを希望します。
9. NHK の受託放送/委託放送への参入	V-Lowマルチメディア放送の普及、発展にとって、NHKが参入することは極めて重要であると考えます。
10. 受託事業者の選定手続きについて	放送の公的使命を考えた場合、オークション制度は、なじまないものと考えます。
11. その他	V-Lowマルチメディア放送においては、既存のアナログラジオ放送をデジタルに移行するという観点を含んだ制度整備がなされるよう希望します。



意見詳述

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について 放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることについて</p>	<p>地域重視が求められるV-Lowマルチメディア放送において、既存ラジオ放送事業者のノウハウが生かされるとともに、送信所の置局においても合理的な考え方ができるなど、妥当なものと考えます。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>電波資源の有効利用や事業採算性においては、一の受託放送事業者に免許を付与することが望ましいと考えます。ただし、一社独占の弊害が生じないように、配信委託料の算定や契約の基準等については、十分な透明性を確保することが必要と考えます。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について ハード整備主体としての受託事業者を全国一者とすべきか、ブロック／県域ごとに一者の参入を募り、全国的には複数の受託事業者が併存する事が有り得るようにすべきか</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送を全国に展開することが大前提であれば、受託事業者を全国一者とすることが適当であると考えます。しかし、そのことが大都市での過大な負担を生まないようにする施策が必要であると考えます。都市部では既存ラジオ放送の受信環境の悪化が深刻であり、それに変わりうるV-Lowマルチメディア放送の早期の普及が望まれます。しかし、都市部の委託放送事業者に過大な負担が生じると、参入の多様性が損なわれるとともに、放送内容が採算性優先のコンテンツに偏ることなどにより、V-Lowマルチメディア放送に期待される公的使命を果たせなくなることにもなりかねません。このため、都市部の負担が過大なものにならないよう、収益力の弱い地域での普及には時間的な猶予を与えるほか、地域の安全、安心のため行政が財政支援を行うなどの施策が行われることを希望します。</p>
<p>4. 委託事業者による音声や音楽の放送について 放送がどのように計画されているのか、受信端末の普及がどのように見込まれているのか、音声放送が果たす公共性と提供主体をどのように考えるべきか</p>	<p>アナログテレビの跡地利用であるV-Lowマルチメディア放送は、地域の安心、安全を支える公的な使命を期待されるものですが、その期待に応えるためには、広く地域住民に受け入れられることが重要です。そのためには、長年の努力により地域住民との間に深い信頼関係を築いてきた既存ラジオ事業者のノウハウを活用することも有効で、「アナログラジオのサイマル放送」を行うことなどは非常に有効な手段の一つであると考えます。すでに多くの聴取者に支持されている既存のコンテンツが、より聞きやすい環境となり、さらに、これまでアナログ放送では実現できなかった、よりきめ細かな災害情報を付加することにより、地域の安全、安心にこれまで以上に貢献することになります。また、アナログラジオのサイマル放送を行</p>

	<p>うことにより、受信機の買い換え需要も期待できることとなります。受信機の普及においては、受信機が簡便で安価なものであり、そのような受信機でも十分に多くの番組を視聴できて楽しむことが必要と考えます。このためには、音声中心のコンテンツが充実していることが有効であると考えます。音声放送を充実させることが、他のメディア（V-Highや通信系）との差別化にもなり、V-Lowマルチメディア放送の普及促進にもつながるものと考えます。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について 地域メディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が委託放送事業や番組供給事業者として参画できるようにする工夫について</p>	<p>地域社会の安全、安心のためにも音声放送が重要であることは既に明らかなことと考えますが、V-Lowマルチメディア放送が音声放送の重要な機能を果たすためには、簡単に受信できることが必須で、高価な受信機や、複雑な加入手続きを必要としないシンプルな無料の音声放送が充実していることが非常に重要であると考えます。そのためには、「音声優先セグメント」の導入や、「アナログサイマル」を認めることも有効であり、また、委託放送事業者の認定においても、音声放送に必要な最小限の帯域ごとに認定することにより、参入の多様性を実現し視聴者の受信機会が増えることになると考えます。また、運用セグメントも1セグメント単位を基本とすることが、安価な受信機の普及に有効であると考えます。これらの施策により、他のメディア（V-Highや通信系）との差別化を図ることがV-Lowマルチメディア放送の普及促進にもつながるものと考えます。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について 受託放送事業者がいわゆるプラットフォームを含む事業基盤としての機能を委託放送事業者に提供することの是非とその提供機能について</p>	<p>委託放送事業者の認定単位を1セグメント以上とする場合は、受託放送事業者がプラットフォーム機能を持つ必要性は低いと思われませんが、認定単位が1セグメントに満たない場合は、EPG機能やベースバンド接続機能等の必要最小限の機能を受託放送事業者が提供することは、参入の容易さのために有効な面もあると思われれます。ただし、これらの機能の利用について、委託放送事業者の選択の幅を狭めることのないよう、また、受託放送事業者が過大な設備投資を強いられることのないよう、配慮する必要があると考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について 必要な災害情報が多くの国民に届くための方策と、それを実現する事業展開の具体的計画や可能性、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性等について</p>	<p>音声で伝える災害情報は、各放送単位で実現すべきもので、既存の放送事業者においては、既にノウハウが確立しているものでもあります。一方、データとして送られる災害情報は、送信側と受信側が一体となって運用されるものであるため、放送単位よりも、セグメント単位や全セグメント単位で運用することが効率的であると考えます。また、提供する情報については、地域の全放送事業者や自治体が協力して効率的に情報収集、配信することが経済的かつ充実した情報提供につながるものと考えます。また、端末の普及についても、自治体が参画して、安価な受信機の開発や配布を行うことも有効と考えます。</p>

8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について	使用する帯域を一定の範囲内とすることを前提に、放送波の一部を通信利用できるよう制度整備を行い、放送規律にしばられないデータ配信が可能になることを希望します。
9. NHK の受託放送/委託放送への参入	これまで、我が国において放送の普及、発展を先導してきたのはNHKです。V-Lowマルチメディア放送の普及、発展にとって、NHKが参入することは極めて重要であり、またNHKが実施する基幹放送であるアナログ音声放送を、デジタル社会にふさわしい形で実施することは、国民の安全、安心のためにも必要なことであると考えます。
10. 受託事業者の選定手続き（周波数オークション）について	国民の安全、安心を守る基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送が、その公的使命を果たすことを考えた場合、経済面が優先するオークション制度は、なじまないものと考えます。
11. その他	<p>「ラジオ研究会報告」においても、音声放送の有用性は高く評価されているところですが、一方で、同じく「ラジオ研究会報告」でも指摘されている通り、近年の都市部での受信環境の悪化、送信設備等の維持管理の難しさは、既存ラジオ局の経営に大きな障害となりつつあります。また、受信環境の悪化は、都市部の建造物の構造等の問題だけではなく、生活環境に多くの電子機器が持ち込まれることによるノイズの増加にも原因があります。このため、ラジオ放送も現在の社会環境に適合しやすいデジタル放送とすることが望ましいと考えます。このため、V-Lowマルチメディア放送においては、既存のアナログラジオ放送をデジタルに移行するという観点を含んだ制度整備がなされるよう希望します。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存のラジオ局がサイマル放送を行うための帯域の優先的な割り当て。</li> <li>2 既存のラジオ局がV-Lowマルチメディア放送に参画が可能となるような「ラジオのマス排緩和」。</li> <li>3 電波利用料において既存ラジオ並みの特性係数の適用。等です。</li> </ol>

(別添様式)

## 意見書

平成23年 2月 1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御 中

郵便番号 320-8601  
(ふりがな) とちぎけん うつのみやし ほんちょう  
住 所 栃木県宇都宮市本町12-11  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ とちぎほうそう  
氏 名 株式会社 栃木放送  
代表取締役社長 栗山 正道

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり、意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
<p><b>1. 放送対象地域</b> 放送対象地域を原則として県域とすること(東名阪の三大広域圏は、ブロックのみ)への意見</p>	<p>①当社のような多くの中波会社の設立目的は、「地域密着」「地域の活性化」「きめの細かい災害報道」の県民(国民)への情報提供であり、現在でも最も力点を置いている。ですから放送対象地域が「県域単位」となったことに対しては、基本的に評価したい。</p> <p>②また、V-Low マルチメディア放送の性格は、「地域情報」「災害情報」の地域住民への提供であり、当社の目的と一致する点である。</p> <p>③しかし当社の場合、東京広域圏に含まれており「関東ブロック全域」が、放送対象地域となっている。すなわち、キー局と同様に広域地域となった場合には、キー局との経営規模の差が大きく、例えば放送対象地域が7倍に増えても広告収入が7倍に増えず、ますます経営が悪化することが考えられる。広域圏における経営主体の枠組みが判然としない状況ではあるが、地域における「これまでの県民への信頼度」などを考慮していただき、地域放送としての自立的経営が可能となるよう広域圏とは別の周波数帯の手当についても検討していただきたい。また、これらと合わせ県域内の「地元自治体」や「地域住民」の意向なども十分に酌み上げていただきたい。</p>
<p><b>2. 放送対象地域の受託事業者を一とすること</b> 放送対象地域内において(複数でなく)「一つの受託業者に免許を付与」することへの意見</p>	<p>①基幹放送とされる V-Low マルチメディア放送の事業採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から基本的には一とすることに賛成と考える。</p> <p>②複数の受託事業者を認めると利用可能領域を狭めることとなり「事業機会の縮小」や「採算性の低下」が考えられる。</p> <p>③但し、V-Low マルチメディア放送の性格は、「地域情報」「災害情報」の地域住民への提供であり、公共性の強いものであるので、送信業務の最終出口を1社が独占事業化することにも問題がある。そのために長期安定したハード事業の提供、委託放送事業者に対する参入条件の公平性の確保、聴取者に対する公共的な基幹放送サービスの安定的な確保などの出来る組織(NHK)の参入が必然と考える。</p>

<p><b>3. 受託国内放送の全国展開</b></p> <p>ハード整備の主体としての受託業者を全国一者とすべきか(案の1)、それともブロック/県域ごと一者の参入を募り、全国的には複数の受託事業者が併存することがあり得るようにすべきか(案の2)。</p>	<p>①受託事業者は全国1者とする考え方が妥当と考える。</p> <p>②V-Low マルチメディア放送の性格は、「地域情報」「災害情報」の地域住民への提供であり、公共性の強いものである。</p> <p>③地域ごとの受託事業者とした場合、送信料の考え方や付加サービスの能力など地域間格差が、送信内容の格差となる恐れがある。特に委託放送事業者に対する参入条件の公平性の確保、聴取者に対する公共的な基幹放送サービスの安定的な確保などの阻害要因となる可能性も考えられる。</p> <p>④地域ごとの受託事業者とした場合、その収益力の違いから整備の進展度合いに地域間格差が生じる恐れがあると考ええる。</p>
<p><b>4. 委託事業者による音声や音楽の放送(サイマル放送と新規音声放送/端末普及等)</b></p>	<p>①ラジオ研究会報告にある「音声優先セグメント」は、参入を希望するラジオ社すべてが放送できる帯域を確保すべきだと考える。特に V-Low 帯域を現行ラジオの移行先として制度化すべきである。</p> <p>②現在のアナログラジオ放送は「『災害情報』『地域情報』を提供する地域の担い手であり、公共的使命の担い手である」と自負している。「音声優先セグメント」こそが、アナログラジオのサイマル放送のスムーズな移行先と考える。</p> <p>③V-Low マルチメディア放送の旗手として、アナログラジオのサイマル放送に代表される既存ラジオ事業者の「『災害情報』『地域情報』を提供する地域の公的使命の担い手の活用こそが成功に結びつく確実な手段だ」と考える。</p> <p>④端末普及と音声音楽放送は、特にサイマル放送を実施することにより V-Low 端末が現行ラジオのハイブリッド型と位置付けられ、買換え需要のけん引役となる可能性が大である。</p>
<p><b>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性(認定のセグメント単位について)</b></p>	<p>①「音声優先セグメント」は、我々既存ラジオ事業者のサイマル放送を中心とした参入と考えている。「音声優先セグメント」で、一つの音声放送チャンネルに必要な帯域ごとの認定が相応しいと考える。</p> <p>②「音声優先セグメント」は、V-Low の性格である「災害情報」「地域情報」など、公的使命と合致することから、ブロック地域で 11~13、県域では 6~7 という限られたセグメントの中、その帯域は最大限に優先して確保されるべきである。</p>

<p><b>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤(プラットフォーム機能の考え方とプラットフォームを受託《ハード》事業者が提供することの是非やその機能の内容)</b></p>	<p>①「音声優先セグメント」でのアナログサイマル放送を中心とした音声放送を考えれば、EPGサービス、ベースバンド接続サービス、地域サービスなどを効率的に一括して運用する組織としての必要最低限のプラットフォームは、場合によっては必要と考える。</p> <p>②但し、その組織の規模、あり方などは今後の検討課題と考える。</p>
<p><b>7. 委託放送事業者による災害情報の提供</b></p> <p>必要な災害情報が多くの国民に届くための方策と、実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となりえる端末の開発普及の可能性など</p>	<p>①民放ラジオ事業者として、V-Low 帯音声優先セグメントでのサイマル放送では、地域向けの災害情報の提供を、これまで通り実施する。特に地域に密着してきた既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウが、V-Low でのサイマル放送にも十二分に生かされるものとする。特に重要なのが、これまでの「ラジオ放送なら安心し信頼できる」と「普段から伝えている声による安心感」など「W安心は、W信頼につながる」ことであり永年、地域に密着し、歴史を刻んできたから出来る技であるとする。</p> <p>②「音声優先セグメント」から発せられる災害情報を、一人でも多くの視聴者に届けるためにも1セグメント方式の簡易安価で、安心安全な受信機を地元自治体と協力して開発し、配布することが最も有効な手段と考える。</p> <p>③市町村レベルでの詳細発信情報を1社独自で実施するには限界がある。普段から地域放送媒体との調整、訓練なども必要と考える。</p> <p>④現在、栃木県とは災害時における報道体制を、県内市町とは火災速報を主とした連絡体制を整備している。今後は、栃木県や市町、県警、市町消防との協力体制を、さらに拡大し、県経済同友会や諸団体など民間組織や企業も含めた「栃木県内非常時連絡協力体制網」の構築を検討する。</p>
<p><b>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</b></p>	<p>①V-Low マルチメディア放送は、放送サービスを基本としているものとする。放送電波を使つての電子新聞の配信については、「V-Low マルチメディア放送は限られた帯域であること」や「新聞の定義の明確化」、「公平さ」などを配慮し、今後検討を進めるべきとする。</p>

<p>9. NHK の受託放送/委託放送への参入</p>	<p>①地上放送やBS放送の普及、発展を先導してきたNHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入は、新しいメディアである V-Low マルチメディア放送の実現と普及、発展にとって極めて重要であると考えます。</p> <p>②特に全国的なインフラの構築や放送サービスの多様性、さまざまな形態の受信機への普及などNHKとの二元体制は不可欠であると考えます。</p>
<p>10. 受託事業者の選定手続き(周波数オークション)</p>	<p>①受託事業者のみならず、V-Low 全体の事業性への影響などの観点から反対したい。</p> <p>②基幹放送である V-Low マルチメディア放送の性格は、「地域情報」「災害情報」の地域住民への提供であり、公共性の強いものである。採算のみが優先すると考えられる選定手続き、すなわち周波数オークション制度は、不相当だと考える。</p>
<p>11. その他</p>	<p>①難聴取問題や送信設備更新問題を抱えている我々AMアナログラジオ事業者が、V-Low マルチメディア放送に移行する実態や可能性などを十分考慮し、制度に反映して欲しい。</p> <p>②ラジオ事業者が要望している「ラジオのマス排緩和」のV-Low 制度への導入を要望したい。</p> <p>③V-Low マルチメディア放送の性格は、「地域情報」「災害情報」の地域住民への提供であり、公共性の強いものであるからして、電波利用料において既存ラジオ波の特性係数が適用されるべきものと考えます。</p> <p>④「1セグメント方式」と「3セグメント方式」については、総務省の当初の狙いのようにマルチメディア放送、すなわち「これまでのラジオ放送以外に簡易動画や5.1サラウンド、クーポン配布、楽曲ダウンロードなどが出来る放送」は、理想的放送であると考えます。しかし、ブロック地域で11～13セグ、県域では6～7セグという限られたセグメント数の中、1者で3セグメントも独占するのは、物理的に無理ではないかと考える。せつかく、「7広域」から「県域」を打ち出してくれた「ラジオ研究会の考え方」とも逆行するのではないかと考える。</p> <p>⑤当社も当面は、アナログサイマル放送でスタートするものの速やかにデータ放送も実施しようと考えます。</p>



## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課御中

郵便番号 107-8001

住所 とうきょうとみなとくあかさか  
東京都港区赤坂5-3-6

氏名 ていびーえす らじお あんどこみゆにけーしょんず  
(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ  
かとうよしかず  
代表取締役社長 加藤嘉一

「V-LOWマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

該当箇所	意見
全体	<p>地域に根ざした地域密着メディアとして、また地域情報の担い手として、既存ラジオ事業者のこれまでのノウハウを生かした新しいラジオを実現するにあたり、音声放送を中心に据えた、もっとも国民に身近で親しみやすいメディアとなるよう、アナログラジオのゆるやかな移行計画を視野に入れた、ラジオ事業者の参入しやすい制度設計となることを希望する。</p>
1. 受託国内放送および委託放送業務の放送対象地域について	<p>V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域は、原則として県域(三大広域圏のみブロック)と定めることを支持する。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>事業の採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から、受託事業者を1者とする考え方は妥当であると考えます。</p> <p>ただし、1事業者となることについては、長期的に安定した受託放送事業の運営が前提であること、また受託放送事業者が恣意的に委託放送事業者を選別しないよう、公正、公平な運用がなされるような制度とすべきと考えます。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>三大広域圏など大都市部以外の地域にもできるだけ速やかにインフラを整備する観点から、受託放送事業者は全国1者とすることは妥当であると考えます。</p> <p>ただし、送信設備のコストやマーケットサイズの点から、過大な負担が予想される地域もあり、全国展開を実現させるためには、国の支援とともに、全国的な環境整備のための官民一体となった取り組み、工夫が必要である。</p>

<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>研究会報告書に示されているアナログラジオのサイマル放送を優先的に扱う「音声優先セグメント」を制度の中に設けるべきである。</p> <p>また、音声放送の多チャンネル化実現のために、新規チャンネルの受け皿としてのセグメントも、用意すべきと考える。</p> <p>本年7月にテレビが国策として完全デジタル化を完了する中で、アナログラジオも跡地であるVHF帯域を使用してのデジタル化を達成することで、はじめて日本の放送のデジタル化が完了するものとする。</p> <p>民放ラジオ事業者は、60年間にわたり、国民に最も身近で親しみやすい地域情報メディアの担い手として、災害情報、防災情報の提供や報道機関としての役割など、放送の社会的責任と公共的使命を果たしてきた実績がある。今後さらに、その実績やノウハウをV-Low帯のマルチメディア放送に活かしていくことが、国民に必要な新しい地域密着型メディア創出の核になるものとする。そのためにもサイマル放送等を提供するための音声優先セグメントの設定は必須であるとする。</p> <p>アナログラジオのサイマル放送がスタートし、新しいデジタルラジオ用受信機が市場へ出回るにより、既存ラジオリスナーの受信機買い替え需要を掘り起こし、更には新規の音声放送の誕生による多チャンネル化が新規リスナー層開拓に繋がることへの期待からも、多様性のある音声の多チャンネル化が実現しやすい制度、枠組みとなることを切望する。</p>
----------------------------------	--

<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>限られた帯域を有効利用し、かつ地域への多様性を確保する観点から、複数の委託事業者への認定を基本とし、認定の単位として、音声優先セグメントについては、1つの音声チャンネル単位での認定も可能とする（1セグ以下での認定も視野に入れた）柔軟な制度が必要と考える。</p> <p>また委託事業者の認定にあたっては、V-Lowマルチメディア放送が、放送目的で使用する帯域であることから、放送としてサービスを提供する事業者が優先的に認定されるべきと考える。</p> <p>また端末普及の観点からは、研究会報告書の3-1-4で提言されているように、ワンセグとの共用チップ化により、携帯電話や車載型（カーナビ）などへの搭載が大きく進むことによる相乗り端末の普及が重要と考える。これを実現するためには、地域に密着したコンテンツを多く集め、V-Highサービスとのすみ分けを図ることが必要である。地域密着の多様なコンテンツ確保と、ユーザーへの安価な受信機提供の鍵は、1セグメント単位での多様な放送の実現であると考えます。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>受託事業者が、委託放送業務事業者が本来持つべき設備を所持、運用することについては、例えば全委託事業者に共通な多重化設備の設置など、委託事業者間の公平性が担保されるとともに、委託事業者が設備を構築する上で、柔軟性を損なわないように配慮すべきと考える。また受託放送業務を行う事業者の過度の負担とならないような配慮も必要と考えるが、一方委託事業者が希望するサービス、内容によっては、受託事業者が共通事業基盤を設置することによるメリットも考えられることから、共通事業基盤を受託側に構築する場合には、受託事業者、委託事業者それぞれ十分な事前の検討を行うとともに、受託、委託それぞれが柔軟に対応できる仕組みとなることが望まれる。</p>

7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	民放ラジオ事業者は、これまでも災害情報を迅速に伝え、地域住民の安心安全を守る責務を果たしており、自主的な取り組みを行えるような制度となるよう希望する。一方、より詳細な防災情報を入手することが必要な場合においては、ラジオ研究会報告書の提言にあるような、国・自治体レベルの強力な支援、協力による「公的情報連携ASP」は有効な手段であり、災害情報の提供に関しては実態を見据えた上で、選択が可能な柔軟な仕組みとなることを希望する。
8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信の機会の公平について	原則として放送法によるものとする。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKに対しては、公共放送としての先導的役割を期待するとともに、新しいメディアの成立には、民放事業者とNHKの協力体制が不可欠であるとする。 また、制度整備にあたっては、NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入に制約を課さないよう要望する。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	地域情報・災害情報の提供など高い公共性を求められるV-Low帯は、落札金額の多寡により参入事業者を決定するような制度は馴染まず、周波数オークション制度の導入は不適切であり、強く反対する。
11. その他	<p>◆ アナログラジオ放送の方向性に関する明確化</p> <p>テレビが、国策として完全デジタル化を完了しようとしていることに対し、アナログラジオは、2011年以降も存続となっており、このままではマルチメディア放送とアナログラジオをいつまでも平行運用しなければならないことになり、経営的にも非常に厳しい状況となる。行政として、V-Lowマルチメディア放送は“緩やかなラジオの</p>

移行先”としてとらえ、今後制度整備を行う上で、アナログラジオ放送の将来を明確化した上での制度化を行うことを要望する。

◆ **マスメディア集中排除原則の緩和要望**

既存民放ラジオ事業者がV-Lowマルチメディア放送に参入するにあたっては、“音声優先セグメント”の設定が必須であり、音声放送の多チャンネル化実現、多様性確保の観点からも、1事業者による複数チャンネル運用が可能となるようマスメディア集中排除原則の緩和を要望する。

◆ **インフラの整備及び受信機の普及**

国民・聴取者の安心安全のための防災情報の提供など、公共性を重視した新しいメディアの端末を短期間で広く普及させ、速やかにインフラ整備を全国に広げるためには、放送事業者の努力とともに、国や自治体等の協力、支援が不可欠である。

◆ **電波利用料について**

V-Low帯の電波利用料については、先の「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見募集でも述べたとおり、V-Lowマルチメディア放送が、公共性が高い基幹放送と位置づけられていることから、現行アナログ放送と同様の軽減措置が適用されるべきと考える。

以上

内容の要旨 TBSラジオ & コミュニケーションズ

該当箇所	意見
全体	アナログラジオのゆるやかな移行計画を視野に入れた、ラジオ事業者の参入しやすい制度設計となることを希望する。
1. 受託国内放送および委託放送業務の放送対象地域について	V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域は、原則として県域(三大広域圏のみブロック)と定めることを支持する。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	事業の採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から、受託事業者を1者とする考え方は妥当であると考ええる。
3. 受託国内放送の全国展開について	三大広域圏など大都市部以外の地域にもできるだけ速やかにインフラを整備する観点から、受託放送事業者は全国1者とするのは妥当であると考ええる。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	研究会報告書に示されているアナログラジオのサイマル放送を優先的に扱う「音声優先セグメント」を制度の中に設けるべきである。
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	限られた帯域を有効利用し、かつ地域への多様性を確保する観点からも、複数者の委託事業者への認定を基本とし、認定の単位として、音声優先セグメントは1つの音声チャンネル単位での認定も可能とする柔軟な制度が必要と考ええる。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託事業者が、委託放送業務事業者が本来持つべき設備を所持、運用することについては、委託事業者間の公平性が担保されるとともに、委託事業者が設備を構築する上で、柔軟性を損なわないように配慮すべきと考ええる。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	民放ラジオ事業者は、これまでも災害情報を迅速に伝え、地域住民の安心安全を守る責務を果たしており、自主的な取り組みを行えるような制度となるよう希望する。一方、より詳細な防災情報を入手することが必要な場合においては、ラジオ研究会報告書の提言にあるような、「公的情報連携ASP」は有効な手段であると考ええる。
8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信の機会の公平について	原則として放送法によるものと考ええる。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKに対しては、公共放送としての先導的役割を期待するとともに、新しいメディアの成立には、民放事業者とNHKの協力体制が不可欠であると考ええる。
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	地域情報・災害情報の提供など高い公共性を求められるV-Low帯は、落札金額の多寡により参入事業者を決定するような制度は馴染まず、周波数オークション制度の導入は不適切であり、強く反対する。
11. その他	<p>◆ アナログラジオ放送の方向性に関する明確化</p> <p>今後制度整備を行う上で、アナログラジオ放送の将来を明確化した上での制度化を行うことを要望する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <b>マスメディア集中排除原則の緩和要望</b> 1事業者による複数チャンネル運用が可能となるようマスメディア集中排除原則の緩和を要望する。</li><li>◆ <b>インフラの整備及び受信機の普及</b> 公共性を重視した新しいメディアの端末を短期間で広く普及させ、速やかにインフラ整備を全国に広げるためには、国や自治体等の協力、支援が不可欠である。</li><li>◆ <b>電波利用料について</b> V-Lowマルチメディア放送が、公共性が高い基幹放送と位置づけられていることから、現行アナログ放送と同様の軽減措置が適用されるべきと考える。</li></ul>
--	--



# 意見書

平成 23年 2月 1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課御中

郵便番号 100-8439  
(ふりがな) とうきょうとちよだくゆうらくちょう  
住所 東京都千代田区有楽町一丁目9番3号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃにっぽんほうそう  
氏名(注1) 株式会社ニッポン放送  
むらやま そうたろう  
取締役社長 村山 創太郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について  (4) 地域メディアとしての公共の利益を実現するものとなるよう、V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定める</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることに賛同する。</p> <p>放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）とすることで、委託放送事業者はより地域に密着したコンテンツの提供が可能となる。このことにより、利用者の利便性が一層向上するだけでなく、現在、強く求められている「地域再生」「地域活性化」を推進するための有効な手段になるものと考ええる。</p> <p>なお、広域圏内の一部県域局についても、他の県域局と同様、地域情報の発信者としての役割を今後も担った上で存続することが可能となる様、制度上の配慮が必要と考える。</p>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて  (3) 放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与する</p>	<p>放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することに賛同する。</p> <p>限られた周波数帯域のより有効な活用のため、および放送設備整備に係る費用負担を高効率化するためにも放送対象地域内における受託放送事業者は一とするべきと考える。</p> <p>ただし、受託放送事業者を一とすることは、十分な事業継続性の確保および委託放送事業者に提供されるサービス・設備条件の公平性の担保が必須であると考ええる。</p> <p>さらに、委託放送事業者に課せられる設備使用料については、実際の使用実態に即した適正な料額となる様、一定の規制等が加えられるべきと考える。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について  (4) V-Lowマルチメディア放送のハード整備主体としての受託放送事業者を全国で1者とするべきか、ブロック／県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送のハード整備主体としての受託放送事業者を全国で1者とするべきと考える。</p> <p>複数の受託放送事業者により全国展開を行った場合、その経営状況の如何によって、将来的に災害情報提供等を含む公共的機能において事業者間格差が生じてしまう可能性が高い。このような事態を回避するためにも、全都道府県での確実な事業展開を基本的な参入条件として一の受託放送事業者による全国展開を図る事が妥当と考える。</p>

	<p>一方で、全都道府県での確実な事業展開を参入条件とし高度な公共性を求めるに当たっては、国の支援を含む公的資金の導入も併せて検討されるべきと考える。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について (2) このような放送がどのように計画されているのか</p>	<p>既存のAMやFMのアナログラジオの放送番組のサイマル放送やその他のストリーミング放送による音声・音楽放送は、利用者が最もイメージしやすいサービスという意味で、V-Lowマルチメディア放送開始当初のサービスそのものの認知拡大および受信端末普及のための大きな切り札になるものと考ええる。</p> <p>このうち特にサイマル放送については、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」にも在るように、専用帯域（『音声優先セグメント』）を他に優先して確保すべきと考える。</p> <p>サイマル放送は、音声コンテンツとしての品質確保が十二分に見込めるとともに、これを実施することによって、アナログラジオの放送番組を通じて受信端末普及を図ることが可能になるばかりでなく、サイマル放送を行う際にデータ放送を用いた通信連携サービス等を取り入れることにより、従来と同一の音声コンテンツが広告媒体としての新しい価値を生み出すことも期待される。</p> <p>また、ストリーミング放送による新規音声・音楽放送は、専門性を持った多チャンネルサービスを実施することで利用者の多様なニーズに対応することが可能となり、受信端末の普及に貢献するものと考ええる。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について (2) 受信端末普及がどのように見込まれているのか</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の利用者にとって、最もイメージしやすく最も簡便に享受できるサービスの一つが音声放送であると考ええる。</p> <p>加えて、既存のAMやFMのアナログラジオの放送番組のサイマル放送およびストリーミング放送による専門性を持った多チャンネル新規音声・音楽放送が、現在の『ワンセグ』放送受信機と端末ハード的に同等の端末で受信可能であることから、「音声放送も含めた多様な</p>

	<p>1セグメントサービス」を受信する廉価な端末の登場が十分に期待でき、その結果として受信端末普及が促進され広く国民に親しまれるメディアに成長していくものとする。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p> <p>(2) 音声放送が果たす公共性と提供主体をどのように考えるべきか</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送における音声放送サービスには、災害情報提供等を含めて、現在行われているアナログラジオ放送サービスと同等もしくはそれ以上の公共性が求められるものとする。</p> <p>したがって、音声放送の提供主体には、現行アナログラジオ放送事業者が中心的役割を果たすべきとする。</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p> <p>(4) 設備投資の効率性やアプリケーションの柔軟性にかんがみ、委託放送事業者への帯域の割り当ての単位を、ある程度まとまった数のセグメントとしながらも、地域メディアの担い手となる事業者が委託放送事業者や番組供給業者として参画できるようにする工夫</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送における帯域の割り当ては、受信機普及の観点から、1セグメント単位を基本とするべきである。</p> <p>1セグメント単位で提供される音声放送を中心としたサービスは、現在の『ワンセグ』放送受信機と端末ハード的に同等の端末で受信可能であることから、廉価な受信端末の登場が十分に期待でき、その結果として受信端末普及が促進されるものとする。</p> <p>なお、この端末で受信可能である範囲において、地域メディアの担い手となる事業者が委託放送事業者として参画できるようにするために1セグメント以下の割り当ても可能とすべきで、かつ、複数の1セグメントを一の委託放送事業者に割り当てることも可能とすべきとする。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p> <p>(4) 受託放送事業者がいわゆるプラットフォームを含む事業基盤としての機能を委託放送事業者に提供することの是非とその提供機能について</p>	<p>委託放送事業者が必要とするプラットフォーム機能は、そのサービスモデルによって異なるため、すべてを網羅する機能を受託放送事業者の提供とすることは適当ではない。</p> <p>委託放送事業者が共通に必要とするであろうプラットフォーム機能を受託放送事業者が提供することは可とするが、その提供においては、受託放送事業者および委託放送事業者に対し中立性が確保されるべきである。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>災害情報を一人でも多くの国民に届くようにするためには、V-Lowマルチメディア放送</p>

<p>(4) V-Lowマルチメディア放送によって必要な災害情報が一人でも多くの国民に届くようにするための方策と、それを 実現する事業展開の具体的計画や可能性</p>	<p>で提供されるであろうサービスの中で最も早く、かつ広く普及すると考えられる「サイマル放送を含む1セグメント音声放送サービス」を用いるのが、有効な方策であるとする。特にサイマル放送においては、ラジオ事業者がこれまで蓄積してきた災害情報提供のノウハウを十二分に活用し最も適切に災害対応することが可能であり、さらに通常音声+αの災害情報として緊急地震速報およびEWSの提供、およびデータ放送を用いた地域ごとの災害文字情報の提供も、受信機の基本機能程度の範囲内で可能と考える。</p> <p>また、委託放送事業者の独自収集情報の提供に加え、より詳細で正確な情報を効率良く提供するためには、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」で述べられている『公的情報連携 ASP』の様な組織により一元管理された情報の利用が可能となることが望ましいと考える。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p> <p>(4) 安全安心な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性等について</p>	<p>災害情報の内、音声放送によるものは、特に災害発生地域内の利用者にとって、聴覚のみで認識できる情報として欠かすことができないものである。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送で提供されるサービスを1セグメント音声放送(+データ放送)中心とすることで、省電力かつ簡便で廉価な受信端末の開発が可能となる。</p> <p>委託放送事業者がそれら受信端末に向け多彩な音声放送サービスを提供することで普及が促進され、さらに、国、地方自治体等の関係機関と協力し普及を図ることで、このような受信端末が唯一、安全安心な社会システムの一部になり得るものとする。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p> <p>(3) V-Lowマルチメディア放送がその放送番組の一部に新聞、雑誌等の電子版を含む場合の放送規律をどのようにすべきか</p>	

<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p> <p>(6) 新聞社に代表される地域メディアの参入機会を公平にするための工夫</p>	
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p> <p>(3) NHKが本放送の受託国内放送と委託放送業務に参入することについて</p>	<p>NHKはこれまで、地上放送やBS放送の普及・発展を先導してきた実績があり、V-Lowマルチメディア放送においても、公共放送としての「先導的役割」が強く期待される場所であることから、受託放送事業、委託放送事業の両事業への参入は不可欠である。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p> <p>(3) 本放送の受託放送事業者の選定手続として、周波数オークションによることの適否について</p>	<p>本放送の受託放送事業者の選定手続として、周波数オークションによることは適当でないと考える。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送は、災害情報提供等を含めて、現在行われているアナログラジオ放送サービスと同等もしくはそれ以上の公共性が求められるものとする。</p> <p>受託放送事業者の選定にあたっては、その公共的役割を担えるか否かが最優先に審査されるべきであり、入札金額の大小が優先される周波数オークションによる事業者選定は本放送にはそぐわない。</p>
<p>11. その他</p>	<p>・既存音声放送に対する中長期的展望を踏まえた上での制度整備を望む。</p> <p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」において、「新デジタルラジオは、アナログ停波を前提とするアナログテレビから地上デジタルテレビへの移行とは大きく性格が違う。」と述べている。</p> <p>しかしながら、既存ラジオ事業者にとってV-Lowマルチメディア放送への取り組みは、今後のアナログラジオの在り方と切っても切り離せないテーマである。</p> <p>特にAMラジオ事業者は、都市部における難聴取問題や大きな費用負担が必要とされる送信設備更新問題を抱えており、AMラジオ放送という国民にとって、地域にとって、かけがえ</p>

のないメディアを将来に渡り安定して維持していくためには、現行ラジオ放送事業の経営基盤強化のための「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望(2011.1.20(社)日本民間放送連盟より提出)」に沿った制度整備を踏まえ、それぞれの事業者が、次世代の音声放送メディアの中核を担うであろうV-Lowマルチメディア放送の実施、普及に取り組んでいける環境を整えることが必要であると考えます。

・V-Lowマルチメディア放送に係る電波利用料の軽減措置を望む。

V-Lowマルチメディア放送は、災害情報提供等を含めて、現在行われているテレビ・ラジオ放送サービスと同等もしくはそれ以上の公共性が求められるものと理解する。

ついではその公共性に鑑み、電波利用料算出にあたり現行テレビ・ラジオ放送と同等の特性係数が適用されるべきと考えます。

また、V-Lowマルチメディア放送は、受信機普及ゼロからスタートする全くの新規放送メディアであるため、ある程度の受信機普及が見込まれるまでの当初期間、電波利用料のさらなる軽減措置が適用されることを要望する。

# 意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 231-8611

(ふりがな) かながわけんよこはましなかくちょうじゃまち  
住所 神奈川県横浜市中区長者町 5-85

(ふりがな) あ-る・えふ・らじお にっぽん  
氏名 株式会社アール・エフ・ラジオ日本  
あらい しゅういちろう  
代表取締役社長 新井修一郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。



該当箇所	意見
<p><b>1. 放送対象地域</b></p> <p>放送対象地域を原則として 県域（東名阪の都市圏のみブ ック）とすること</p>	<p>V-Lowの特性（地域メディアであり、地域情報や、こまやかな災害情報を伝えていくこと）を実現する観点から、この考えに賛成します。</p>
<p><b>2. 放送対象地域の受託事業者を一とすること</b></p> <p>放送対象地域内において（複数でなく）一の事業者に免許を付与すること。</p>	<p>この考えに賛成します。</p> <p>同一地域に複数の受託事業者が送信設備を準備すると総合的なコストが増大することとなり、事業採算性の観点で好ましくありません。また、複数セグメントを連結することで、電波の送信が効率的になり、ひいては周波数の有効利用にも繋がるものと考えます。</p>
<p><b>3. 受託国内放送の全国展開</b></p> <p>ハード整備の主体としての受託事業者を全国一者とすべきか、ブロック／県域ごとに一者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することが有り得るようにすべきか</p>	<p>受託事業者を全国で一者とすることが妥当と考えます。</p> <p>ブロック、県域ごとにハード整備の困難さ、および受託放送事業の採算性に差があるため、V-Lowの全国への普及発展のためには全国同一の事業基盤のもと、すべての地域に計画的に設備整備を行うことが必要です。</p> <p>受託事業者を全国で一者とすることでこれが実現できるものと考えます。</p>
<p><b>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送</b></p> <p>音声放送が果たす公共性と提供主体について</p>	<p>ラジオ研究会報告書に示された「音声優先セグメント」を設置することが必要と考えます。</p> <p>現行ラジオは地域情報・災害情報の提供など公共性の高いメディアであるものの、他局との混信、都市雑音の影響等により受信環境は悪化しています。V-Low帯での音声放送は、将来的に現行ラジオのアナログからデジタルメディアへの移行先となる可能性を想定しておくべきです。</p> <p>なお、V-Highなどの新規メディアとの棲み分けという面から、V-Lowは音声（ラジオ）メディアが基本となるものと認識しています。</p>

<p><b>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性</b></p> <p>委託事業者への帯域の割り当ての単位をある程度まとまった数のセグメントとしながらも、地域メディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が参画できるようにする工夫について</p>	<p>V-Lowで利用できる想定セグメント数は、県域では6または7になることを考えると、なるべく小さいセグメント（1セグメントあるいはそれ以下の単位）で委託事業者に割り当てなければ、地元資本や、ベンチャー系企業等の参入が困難になります。</p> <p>まとまった帯域のほうがファイルキャストなどにも有利なことは当然ですが、通信トラフィックに大きな影響を与えない範囲ならば、本来通信に向いているサービスを放送波で行う必要はなく、このあたりの根本的な検証も必要ではないかと考えます。</p>
<p><b>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤</b></p> <p>委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用を含む事業基盤としての機能を受託放送事業者が提供することの是非やその機能の内容</p>	<p>委託事業者が必要とするプラットフォーム機能は、本来委託事業者が設備すべきものです。</p> <p>共通部分を受託事業者側に設備することで業務効率が良くなることは当然ですが、それらはすべての委託事業者に必要な必要最小限の機能に限るべきであり、委託事業者により要・不要が分かれる機能については、原則委託側で設備することが適当であると考えます。</p>
<p><b>7. 委託放送事業者による災害情報の提供</b></p> <p>必要な災害情報が多数の国民に届くための方策とそれを実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となりえる端末の開発普及の可能性</p>	<p>現行ラジオ放送ではすでに音声による災害情報放送を行っており、これをそのまま放送する「音声優先セグメントにおけるラジオサイマル放送」が、災害情報提供の最も安価で確実な方法です。したがって、安価な音声受信機を開発、普及（たとえば自治体による一般家庭へ配布）させることが安心・安全な社会システムづくりに最も寄与する方策と考えます。</p> <p>また、現行ラジオよりも詳細な災害情報放送を行うためには、1社だけでなく、複数の委託事業者が共同でシステム作りを検討することが効率的であると考えます。</p>
<p><b>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</b></p>	<p>「新聞電子版等」を放送する場合においても、放送法の規律が適用されるべきと考えます。またその際、「新聞電子版等」の定義を明確しておく必要があります。</p>

<p><b>10. NHKの受託国内放送及び委託国内放送業務への参入</b></p> <p>NHKが委託放送業務と受託放送業務に参入することの適否</p>	<p>NHKが持つコンテンツ、設備、技術的ノウハウ等は、V-Low事業の発展に不可欠なものと考えており、NHKの参入を強く期待しています。</p> <p>V-Lowは公共性の強いメディアであり、NHKが参入すれば、期待される役割を十分に果たしていただけるものと思います。</p>
<p><b>10. 受託事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）</b></p> <p>受託事業者の選定手続として周波数オークションによることの適否</p>	<p>周波数オークション制度の導入は不適當であり、強く反対します。</p> <p>V-Lowの公共性（災害情報、地域情報 など）の強さと、採算性が優先される周波数オークション制度は馴染まないものと考えます。</p>
<p><b>11. その他</b></p> <p>1. ～10. 以外に制度枠組みに関し留意すべき事項</p>	<p>現行ラジオ事業者が、V-Lowに参入するにあたり、ラジオ事業者が要望している「ラジオのマス排緩和」をV-Lowにも導入されることが必須と考えます。</p>

## 「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組み」についての意見書

平成23年2月1日

郵便番号：105-8002

(ふりがな) みなとくはままつちょう

住所：東京都港区浜松町1-31

(ふりがな) ぶんかほうそう

氏名：株式会社文化放送

代表取締役社長 三木 明博

該当箇所	意見
全体	<p>V-Lowマルチメディア放送は、改正放送法で「基幹放送」と位置づけられ、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」では「公共性」「地域性」の高いサービスを実現すべきとの方向性が示されている。</p> <p>また参入希望調査の調査表に、「リアルタイム型放送」「蓄積型放送」「映像」「音響」「有料放送」「無料放送」とあるようにV-Low帯はマルチな放送サービスが可能な帯域である。</p> <p>「基幹放送」であり、「公共性」「地域性」が高く、マルチな放送サービスがもとめられる帯域がV-Low帯ということになる。</p> <p>一方、近年の通信のブロードバンド化、高速化は著しく、最大100Mbpsの3.9G携帯電話や最大330MbpsのWiMAX2対応携帯端末を使った高速データ通信サービスなど、日進月歩でその速度は増している。</p> <p>またV-High帯においては、広帯域を使った有料の蓄積型ファイルキャッシングを中心としたサービスが予定されている。</p> <p>こうしたV-Low帯の周辺にマルチメディア的なサービスを展開する帯域が存在する状況を考慮すれば、有料の蓄積型ファイルキャッシングなどのマルチメディア的サービスは、高速データ通信、V-High帯にできるだけゆだね、V-Low帯は、「基幹放送」にふさわしい「公共性」「地域性」の高い放送サービスに優先的に使われるべきであると考えます。</p>
1.受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	リスナーの聴取環境に配慮し、かつ地域情報メディアとしてのV-Lowマルチメディア放送の役割を考慮し、放送対象地域を原則圏域(三大都市圏はブロック)とすることは賛同できる。
2.放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	帯域の有効活用、また事業性、採算性等の観点から、V-Lowマルチメディア放送の受託放送事業者は、放送対象地域で一とすることが望ましい。
3.受託国内放送の全国展開について	ハード設備の整備を地域ごとにゆだねた場合、その収益力の違いから整備の進展度合いに地域差が生じてしまうことが予想される。全国一社の受託放送事業者とすることにより、地域の平準化が期待されることから、受託放送事

	<p>業者は全国一社が望ましい。</p> <p>ただし、受託放送事業者が委託放送事業者に求める設備使用料については、適正な額となるよう認可制とするなどの規制が必要と考える。</p>
<p>4.委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>既存ラジオ事業者が長年にわたり地域性、公共性のある音声放送によって培った地域住民との信頼関係、果たしてきた地域貢献は普遍的なものであり、放送がアナログからデジタルになろうと変質させてはならない。自局および局間を超えた既存ラジオ事業者の防災、災害情報への取り組みも同様である。</p> <p>また端末普及の観点からも、難聴取が解消され、よりクリアな音で慣れ親しんだ番組が聴取できることが認知されれば、買い替えをするリスナーは多く、ラジオに対するロイヤリティの高いリスナーが端末普及の牽引役になる可能性は高い。</p> <p>当然のことながら、既存ラジオ事業者は自社媒体や自社イベントなどで対応端末の購入を広くプロモートすることもできる。</p> <p>こうした点からも <b>V-Low</b> マルチメディア放送でのサイマル放送は不可欠であり、既存ラジオ事業者に優先的に帯域が割当てられる“音声優先セグメント”の設定は必須であると考えられる。</p> <p>一方、既存ラジオ事業者がサイマル放送を行わない地域の住民にとっては、アナログ放送が継続されるとはいえ、<b>V-Low</b> 帯でのサイマル放送が実施される地域の住民と比較すれば、享受できるサービスに差がでてしまう。そうした地域による「格差」を解消するためにも、「移行」を視野に検討すべきである。</p>
<p>5.ソフト(委託放送事業、番組提供事業)参入の多様性について</p>	<p>「委託放送事業者への割当単位を、ある程度まとまった数のセグメントとしながらも・・・」ということは、6～7セグメントの県域においては、もしNHKに2～3セグメントが割当てられた場合、“音声優先セグメント”を除けば、民間の委託放送事業者は1社になる可能性が高く、この一点のみをとらえても、ソフト(委託放送事業)参入の多様性は、望むべくもない。</p> <p>また割当てられた帯域のチャンネル編成権は委託放送事業者が持つ方が合理的であることから、県域における番組提供事業者の選定は、唯一の委託放送事業者の裁量に委ねられることになり、当該県域の多様性は唯一の委託放送事業者に文字通り“委託”されることになる。</p> <p>こうした事態を回避するためにも、「委託放送事業者への割当単位を、ある程度まとまった数のセグメント」とせず、民間の委託放送事業者への割当単位は、最大1セグメントとすべきである。</p> <p>一方広域においては、市場規模も大きく、多種多様な委託事業者の参入が見込める。参入希望者の自主性を尊重し、参入機会を増やすためには、広域においても、民間の委託放送事業者への割当単位は、最大1セグメントとすべきである。</p>

<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>エンジニアリングサービスなど、各社共通の付加サービスを提供する設備を受託放送事業者が保有、運用するのは効率的であると思うが、すべての委託放送事業者が使用するとは限らない認証・課金等に係る設備を受託放送事業者が保有、運用することは使用料の高騰を招きかねない。</p> <p>前述したように認証・課金を必要とする蓄積型ファイルキャストは、3.9G や WiMAX2 などの高速データ通信サービスまたは V-High 帯に委ねるべきであり、V-Low 帯の 18MHz は、できるだけリアルタイムストリーミングを中心とした“放送”サービスに活用すべきである。</p> <p>したがって受託放送事業者が保有、運用する共通事業基盤は、できる限り“放送”に特化したものに留めるべきであるとする。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>既存ラジオ局は、地域防災に向けた日常的な活動及び災害発生時の緊急情報提供等の実績と経験を兼ね備えた代えがたいメディアであり、V-Low マルチメディア放送におけるサイマル放送は、音声のみならずデータ放送等も駆使し、その役割を十分果たすものとする。</p> <p>そしてそこから発せられる災害情報を一人でも多くの国民に届くようにするためには、“音声優先セグメント”の受信を中心とする機能に限定した、簡単廉価な安心安全受信機を自治体等を通して配布することが、最も有効な方策とする。</p> <p>委託放送事業者による災害情報の提供ではないが、委託放送事業者が使用する TS のペイロードを使うものではなく、放送内容に影響を与えるものでないことから、受託放送事業者において AC を利用した緊急地震速報を伝送することも、検討してもいいのではないかと考える。(ただし、受信機動作により放送内容に影響を与えない工夫は必要。)</p>
<p>8. (3)V-Low マルチメディア放送がその放送番組の一部に新聞、雑誌等の電子版を含む場合の放送規律について</p>	<p>現時点においては、基幹放送である V-Low マルチメディア放送のサービス内容は、ストリーミング、ファイルキャスト、有料、無料等を問わず、原則として放送法に則るべきとする。</p>
<p>9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>地上放送や BS 放送の開発・普及・発展を先導してきた NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入は、新しいメディアである V-Low マルチメディア放送の実現・普及・発展にとって極めて重要であるとする。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続きについて</p>	<p>地域情報・災害情報の提供など高い公共性を求められる V-Low 帯は、落札金額の多寡により参入事業者を決定するような制度には馴染まず、また、オークションによる電波の確保には多大な投資が必要となり、ひいては消費者に多大な負担を強いることになりかねない。</p> <p>加えて、周波数オークションの導入には電波法改正などに時間を要する。V-Low 帯の帯域利用の利益を速やかに国民に還元するためには、現行制度下で早期に放送を実現すべきとする。</p> <p>これらのことにより周波数オークション制度導入には強く反対する。</p>

11.その他	<p>(電波利用料)</p> <p>昨年 12 月に公表された「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」では、マルチメディア放送においては特性係数を考慮しないこととなっている。しかし、V-Low マルチメディア放送は、災害時にも頼りになり、地域社会の中で生活向上と経済の発展を牽引する役割を担うことが期待されていることから、電波利用料において地上アナログラジオと同等の特性係数が適用されるべきと考える。</p>
--------	---

以 上